

公開用

令和4年第3回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和4年9月1日提出

目 次

議案第 5 0 号	令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 6 号) -----	1
議案第 5 1 号	令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 7 号) -----	1 1
議案第 5 2 号	令和 4 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計補正予算 (第 1 号) -----	4 0
議案第 5 3 号	令和 4 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計補正予算 (第 1 号) -----	5 0
議案第 5 4 号	令和 4 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正 予算 (第 2 号) -----	6 0
議案第 5 5 号	茅ヶ崎市学校施設整備基金条例 -----	7 0
議案第 5 6 号	茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙に おける選挙運動の公費負担に関する条 例の一部を改正する条例 -----	7 2
議案第 5 7 号	茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条 例の一部を改正する条例 -----	7 3
議案第 5 8 号	茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例 の一部を改正する条例 -----	7 6
議案第 5 9 号	茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する 条例 -----	7 7
議案第 6 0 号	茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する 条例 -----	8 0
議案第 6 1 号	茅ヶ崎市手数料条例及び茅ヶ崎市建築 基準条例の一部を改正する条例 -----	8 1
議案第 6 2 号	茅ヶ崎市公共施設等再編整備基金条例 の一部を改正する条例 -----	8 2

議案第 6 3 号	茅ヶ崎市博物館条例等の一部を改正する条例 -----	8 3
議案第 6 4 号	教育長の任命について -----	8 4
議案第 6 5 号	市有地の信託の変更について -----	8 7
議案第 6 6 号	令和 3 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計利益の処分について -----	8 8
議案第 6 7 号	和解について -----	9 0
議案第 6 8 号	市道路線の廃止について -----	9 1
議案第 6 9 号の 1	市道路線の認定について -----	9 4
議案第 6 9 号の 2	市道路線の認定について -----	9 7
議案第 6 9 号の 3	市道路線の認定について -----	1 0 0
議案第 6 9 号の 4	市道路線の認定について -----	1 0 3
議案第 6 9 号の 5	市道路線の認定について -----	1 0 6
認定第 1 号	令和 3 年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の認定について -----	1 0 9
認定第 2 号	令和 3 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	1 1 0
認定第 3 号	令和 3 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	1 1 1
認定第 4 号	令和 3 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	1 1 2
認定第 5 号	令和 3 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	1 1 3

認定第 6 号	令和 3 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算の認定について -----	1 1 4
認定第 7 号	令和 3 年度茅ヶ崎市病院事業会計決算の認定について -----	1 1 5
報告第 1 5 号	令和 3 年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費精算報告について -----	1 1 7
報告第 1 6 号	令和 3 年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の継続費精算報告について -----	1 2 1
報告第 1 7 号	令和 3 年度茅ヶ崎市健全化判断比率について -----	1 2 4
報告第 1 8 号	令和 3 年度茅ヶ崎市資金不足比率について -----	1 2 6
報告第 1 9 号	専決処分の報告について -----	1 2 8
報告第 2 0 号	専決処分の報告について -----	1 2 9

令和4年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,757千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,154,232千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		15,618,981	24,563	15,643,544
	2 国庫補助金	3,908,944	24,563	3,933,507
20 繰越金		1,093,180	4,395	1,097,575
	1 繰越金	1,093,180	4,395	1,097,575
21 諸収入		3,627,242	5,799	3,633,041
	4 受託事業収入	860,752	5,799	866,551
歳 入 合 計		79,119,475	34,757	79,154,232

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		37,107,255	4,395	37,111,650
	1 社会福祉費	16,234,460	4,395	16,238,855
9 消防費		3,141,164	30,362	3,171,526
	1 消防費	3,141,164	30,362	3,171,526
歳 出 合 計		79,119,475	34,757	79,154,232

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	15,618,981	24,563	15,643,544
20 繰越金	1,093,180	4,395	1,097,575
21 諸収入	3,627,242	5,799	3,633,041
歳入合計	79,119,475	34,757	79,154,232

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	37,107,255	4,395	37,111,650
9 消防費	3,141,164	30,362	3,171,526
歳 出 合 計	79,119,475	34,757	79,154,232

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
0	0	0	4,395
24,563	0	5,799	0
24,563	0	5,799	4,395

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	15,618,981	24,563	15,643,544
2 国庫補助金	3,908,944	24,563	3,933,507
6 消防費国庫補助金	25,678	24,563	50,241
20 繰越金	1,093,180	4,395	1,097,575
1 繰越金	1,093,180	4,395	1,097,575
1 繰越金	1,093,180	4,395	1,097,575
21 諸収入	3,627,242	5,799	3,633,041
4 受託事業収入	860,752	5,799	866,551
4 消防費受託事業収入	576,530	5,799	582,329
歳 入 合 計	79,119,475	34,757	79,154,232

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
2 地方創生臨時 交付金	24,563	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		24,563
1 前年度繰越金	4,395	1 前年度繰越金		4,395
1 消防費受託事 業収入	5,799	1 消防業務受託事業収入		5,799

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 民生費	37,107,255	4,395	37,111,650		
1 社会福祉費	16,234,460	4,395	16,238,855		
3 社会福祉施設費	67,693	4,395	72,088	一般財源	4,395
9 消防費	3,141,164	30,362	3,171,526		
1 消防費	3,141,164	30,362	3,171,526		
1 常備消防費	2,893,022	30,362	2,923,384	国庫支出金	24,563
				そ の 他	5,799
歳 出 合 計	79,119,475	34,757	79,154,232		

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
19 負担金補助及び交付金	3,481	20 防犯灯事業費	4,395
22 補償補填及び賠償金	914		
3 職員手当等	30,362	10 職員給与費	30,362
8 特殊勤務手当	30,362		

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	給与費		合計 (千円)	備考
	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	5,838,070	13,024,771	15,312,678	
補正前	5,807,708	12,994,409	15,282,316	
比較	30,362	30,362	30,362	
職員手当 の内訳	区分	特殊勤務手当 (千円)		
	補正後	53,330		
	補正前	22,968		
	比較	30,362		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	給与費		合計 (千円)	備考
	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	5,673,711	11,722,497	13,855,686	
補正前	5,643,349	11,692,135	13,825,324	
比較	30,362	30,362	30,362	
職員手当 の内訳	区分	特殊勤務手当 (千円)		
	補正後	53,330		
	補正前	22,968		
	比較	30,362		

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
職員手当	30,362	その他の増減分 30,362	特殊勤務手当 30,362 千円	

令和4年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）

令和4年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,801,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,955,432千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		15,643,544	415,455	16,058,999
	1 国庫負担金	11,661,490	17,312	11,678,802
	2 国庫補助金	3,933,507	398,143	4,331,650
16 県支出金		6,187,660	51,491	6,239,151
	2 県補助金	1,426,966	51,491	1,478,457
18 寄附金		150,860	316	151,176
	1 寄附金	150,860	316	151,176
19 繰入金		685,808	2,941,126	3,626,934
	2 基金繰入金	620,858	2,941,126	3,561,984
20 繰越金		1,097,575	392,053	1,489,628
	1 繰越金	1,097,575	392,053	1,489,628
21 諸収入		3,633,041	759	3,633,800
	5 雑入	905,493	759	906,252
歳 入 合 計		79,154,232	3,801,200	82,955,432

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		8,449,486	267,933	8,717,419
	1 総務管理費	6,617,612	235,933	6,853,545
	2 徴税費	793,341	32,000	825,341
3 民生費		37,111,650	186,485	37,298,135
	1 社会福祉費	16,238,855	30,825	16,269,680
	2 児童福祉費	16,683,327	155,660	16,838,987
4 衛生費		10,018,535	175,549	10,194,084
	1 保健衛生費	5,199,981	114,240	5,314,221
	2 清掃費	4,818,554	61,309	4,879,863
6 農林水産業費		251,971	36,293	288,264
	1 農業費	193,714	29,250	222,964
	2 水産業費	58,257	7,043	65,300
8 土木費		5,992,106	17,542	6,009,648
	2 道路橋りょう費	1,358,329	7,651	1,365,980
	4 都市計画費	3,425,000	9,891	3,434,891
10 教育費		5,445,970	3,117,398	8,563,368
	1 教育総務費	1,077,460	3,000,000	4,077,460
	2 小学校費	1,560,145	64,911	1,625,056
	3 中学校費	830,961	38,680	869,641
	5 社会教育費	1,384,406	13,807	1,398,213
歳 出 合 計		79,154,232	3,801,200	82,955,432

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
飯島橋橋りょう予備設計業務委託経費	令和5年度	千円 24,964

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
指定ごみ袋作製業務委託経費	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 135,314	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 162,444

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	15,643,544	415,455	16,058,999
16 県支出金	6,187,660	51,491	6,239,151
18 寄附金	150,860	316	151,176
19 繰入金	685,808	2,941,126	3,626,934
20 繰越金	1,097,575	392,053	1,489,628
21 諸収入	3,633,041	759	3,633,800
歳入合計	79,154,232	3,801,200	82,955,432

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	8,449,486	267,933	8,717,419
3 民生費	37,111,650	186,485	37,298,135
4 衛生費	10,018,535	175,549	10,194,084
6 農林水産業費	251,971	36,293	288,264
8 土木費	5,992,106	17,542	6,009,648
10 教育費	5,445,970	3,117,398	8,563,368
歳 出 合 計	79,154,232	3,801,200	82,955,432

(単位 千円)

特 国 県 支 出 金	補 正 額 の 財 源 内 訳		一 般 財 源
	地 方 債	そ の 他	
184,644	0	316	82,973
43,333	0	0	143,152
88,570	0	61,525	25,454
36,293	0	0	0
1,690	0	759	15,093
112,416	0	0	3,004,982
466,946	0	62,600	3,271,654

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	15,643,544	415,455	16,058,999
1 国庫負担金	11,661,490	17,312	11,678,802
2 衛生費国庫負担金	164,028	17,312	181,340
2 国庫補助金	3,933,507	398,143	4,331,650
1 総務費国庫補助金	191,430	184,644	376,074
2 民生費国庫補助金	2,202,566	43,333	2,245,899
3 衛生費国庫補助金	107,749	19,767	127,516
5 土木費国庫補助金	447,873	1,690	449,563
7 教育費国庫補助金	362,588	112,416	475,004
9 農林水産業費国庫補助金	0	36,293	36,293
16 県支出金	6,187,660	51,491	6,239,151
2 県補助金	1,426,966	51,491	1,478,457

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	17,312	3 感染症発生動向調査事業費負担金 (1 / 2)	17,312
3 地方創生臨時交付金	184,644	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	184,644
1 社会福祉費補助金	1,996	13 障害者自立支援給付審査支払等システム事業補助金 (1 / 2)	1,996
4 地方創生臨時交付金	41,337	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	41,337
3 地方創生臨時交付金	19,767	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	19,767
4 都市計画費補助金	95	5 住宅セーフティネット機能強化・推進事業補助金	95
6 地方創生臨時交付金	1,595	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,595
5 地方創生臨時交付金	112,416	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	112,416
1 地方創生臨時交付金	36,293	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	36,293

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	3 衛生費県補助金	335,956	51,491	387,447
18	寄附金	150,860	316	151,176
	1 寄附金	150,860	316	151,176
	2 総務費寄附金	100,729	316	101,045
19	繰入金	685,808	2,941,126	3,626,934
	2 基金繰入金	620,858	2,941,126	3,561,984
	1 ふるさと基金繰入金	88,518	216	88,734
	2 財政調整基金繰入金	120,399	2,879,601	3,000,000
	7 ごみ減量化・資源化基金繰入金	334,114	61,309	395,423
20	繰越金	1,097,575	392,053	1,489,628
	1 繰越金	1,097,575	392,053	1,489,628
	1 繰越金	1,097,575	392,053	1,489,628
21	諸収入	3,633,041	759	3,633,800
	5 雑入	905,493	759	906,252
	2 雑入	903,438	759	904,197
	歳 入 合 計	79,154,232	3,801,200	82,955,432

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 保健衛生費補助金	51,491	9 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）	51,491
1 総務費指定寄附金	316	1 ふるさと基金寄附金 6 企業版ふるさと納税寄附金	216 100
1 ふるさと基金繰入金	216	1 ふるさと基金繰入金	216
1 財政調整基金繰入金	2,879,601	1 財政調整基金繰入金	2,879,601
1 ごみ減量化・資源化基金繰入金	61,309	1 ごみ減量化・資源化基金繰入金	61,309
1 前年度繰越金	392,053	1 前年度繰越金	392,053
7 土木費雑入	759	90 その他雑入	759

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	8,449,486	267,933	8,717,419		
1 総務管理費	6,617,612	235,933	6,853,545		
3 広報広聴費	95,963	9,515	105,478	国庫支出金	9,515
4 財政管理費	233,710	216	233,926	そ の 他	216
6 財産管理費	395,610	47,630	443,240	一般財源	47,630
7 企画費	946,648	1,358	948,006	国庫支出金	1,258
				そ の 他	100
8 支所及び出張所費	42,401	824	43,225	国庫支出金	824
13 文化行政費	484,376	4,921	489,297	国庫支出金	1,578
				一般財源	3,343

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
13	委託料	9,515	60	新型コロナウイルス感染症対策事業費 9,515
25	積立金	216	20	ふるさと基金積立金 216
19	負担金補助及び交付金	47,630	20	市有財産管理経費 47,630
8	報償費	90	70	シティプロモーション推進事業費 100
11	需用費	1	100	新型コロナウイルス感染症対策事業費 1,258
	1 消耗品費	1		
12	役務費	25		
	3 手数料	25		
13	委託料	1,227		
14	使用料及び賃借料	15		
11	需用費	65	40	新型コロナウイルス感染症対策事業費 824
	1 消耗品費	65		
18	備品購入費	759		
11	需用費	672	190	新型コロナウイルス感染症対策事業費 4,521
	1 消耗品費	672	220	ウクライナ避難民支援事業費 400
18	備品購入費	506		
19	負担金補助及び交付金	400		

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
14 防災対策費	95,354	171,194	266,548	国庫支出金	171,194
15 男女共同参画推進費	18,322	275	18,597	国庫支出金	275
2 徴税费	793,341	32,000	825,341		
2 賦課徴収費	266,386	32,000	298,386	一般財源	32,000
3 民生費	37,111,650	186,485	37,298,135		
1 社会福祉費	16,238,855	30,825	16,269,680		
1 社会福祉総務費	5,872,026	1,093	5,873,119	一般財源	1,093
2 障がい者福祉費	6,271,837	3,993	6,275,830	国庫支出金	1,996
				一般財源	1,997

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
22	補償補填及び賠償金	3,343		
11	需用費	107,821	40 新型コロナウイルス感染症対策事業費	171,194
	1 消耗品費	107,792		
	2 燃料費	17		
	5 光熱水費	12		
12	役務費	389		
	3 手数料	389		
18	備品購入費	62,896		
19	負担金補助及び交付金	88		
11	需用費	22	30 新型コロナウイルス感染症対策事業費	275
	1 消耗品費	22		
18	備品購入費	253		
23	償還金利子及び割引料	32,000	50 過年度市税還付金及び還付加算金	32,000
23	償還金利子及び割引料	1,093	260 介護保険低所得者保険料軽減負担金返還金	1,093
13	委託料	3,993	10 障がい者福祉管理経費 1 障がい者福祉管理経費	3,993 3,993

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 社会福祉施設費	72,088	327	72,415	一般財源	327
7 交通安全推進費	94,251	21,299	115,550	一般財源	21,299
9 体育施設費	491,278	4,113	495,391	一般財源	4,113
2 児童福祉費	16,683,327	155,660	16,838,987		
1 児童福祉総務費	4,457,408	38,913	4,496,321	国庫支出金	35,834
				一般財源	3,079
2 児童保育費	11,001,895	111,244	11,113,139	一般財源	111,244
4 児童福祉施設費	429,797	4,405	434,202	国庫支出金	4,405

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
11	需用費	327	20 防犯灯事業費	327
	5 光熱水費	327		
22	補償補填及び賠償金	21,299	60 新型コロナウイルス感染症対策事業費	21,299
19	負担金補助及び交付金	712	10 体育施設管理経費	712
			20 体育館管理経費	3,401
22	補償補填及び賠償金	3,401		
11	需用費	202	60 小児医療費助成事業費	3,079
	1 消耗品費	22	1 小児医療費助成事業費	3,079
	4 印刷製本費	180	210 新型コロナウイルス感染症対策事業費	35,834
12	役務費	1,190		
	1 通信運搬費	1,190		
13	委託料	1,709		
18	備品購入費	253		
19	負担金補助及び交付金	35,559		
23	償還金利子及び割引料	111,244	120 子育て世帯への臨時特別給付金返還金	89,100
			130 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費返還金	22,144
11	需用費	3,605	60 新型コロナウイルス感染症対策事業費	4,405
	7 賄材料費	3,605		
13	委託料	800		

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 地域児童福祉費	642,493	1,098	643,591	国庫支出金	1,098
4 衛生費	10,018,535	175,549	10,194,084		
1 保健衛生費	5,199,981	114,240	5,314,221		
2 予防費	769,362	105,578	874,940	国庫支出金	36,804
				県支出金	51,491
				そ の 他	216
				一般財源	17,067
3 母子衛生費	887,062	8,387	895,449	一般財源	8,387
4 環境衛生費	166,996	275	167,271	国庫支出金	275
2 清掃費	4,818,554	61,309	4,879,863		
1 清掃総務費	1,650,464	58,485	1,708,949	そ の 他	58,485
2 じんかい処理費	2,909,606	2,824	2,912,430	そ の 他	2,824

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
11	需用費	86	50 新型コロナウイルス感染症対策事業費	1,098
	1 消耗品費	86		
18	備品購入費	1,012		
12	役務費	3,123	80 新型コロナウイルス感染症対策事業費	105,578
	1 通信運搬費	1,106		
	3 手数料	2,017		
13	委託料	100,866		
14	使用料及び賃借料	1,589		
19	負担金補助及び交付金	8,387	30 特定不妊治療費助成事業費	8,387
11	需用費	22	140 新型コロナウイルス感染症対策事業費	275
	1 消耗品費	22		
18	備品購入費	253		
12	役務費	1,980	20 清掃総務管理経費	58,485
	1 通信運搬費	1,980		
13	委託料	56,505		
19	負担金補助及び交付金	2,824	80 ごみの減量化・資源化推進費	2,824

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
6 農林水産業費	251,971	36,293	288,264		
1 農業費	193,714	29,250	222,964		
3 農業振興費	18,104	29,250	47,354	国庫支出金	29,250
2 水産業費	58,257	7,043	65,300		
1 水産業振興費	38,630	7,043	45,673	国庫支出金	7,043
8 土木費	5,992,106	17,542	6,009,648		
2 道路橋りょう費	1,358,329	7,651	1,365,980		
1 道路橋りょう総務費	235,954	803	236,757	一般財源	803
2 道路維持費	198,539	227	198,766	一般財源	227
3 道路新設改良費	643,048	6,621	649,669	一般財源	6,621
4 都市計画費	3,425,000	9,891	3,434,891		
1 都市計画総務費	2,903,782	1,690	2,905,472	国庫支出金	1,690
3 街路事業費	173,344	3,944	177,288	一般財源	3,944
5 公園費	299,776	4,257	304,033	そ の 他	759
				一般財源	3,498

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
19	負担金補助及び交付金	29,250	70	新型コロナウイルス感染症対策事業費 29,250
19	負担金補助及び交付金	7,043	30	新型コロナウイルス感染症対策事業費 7,043
11	需用費	803	20	道路橋りょう総務管理経費 803
	5 光熱水費	803		
11	需用費	227	40	補修作業用諸費 227
	5 光熱水費	227		
11	需用費	6,621	40	道路照明灯等関係経費 6,621
	5 光熱水費	6,621		
13	委託料	7,029	100	住環境整備事業費 95
19	負担金補助及び交付金	△5,339	140	新型コロナウイルス感染症対策事業費 1,595
13	委託料	3,944	40	新国道線街路事業費 3,944
11	需用費	4,257	10	公園緑地等管理運営経費 2,984
	5 光熱水費	4,257	20	市営プール管理運営経費 1,242

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
10 教育費	5,445,970	3,117,398	8,563,368		
1 教育総務費	1,077,460	3,000,000	4,077,460		
2 事務局費	1,071,115	3,000,000	4,071,115	一般財源	3,000,000
2 小学校費	1,560,145	64,911	1,625,056		
1 学校管理費	1,258,453	64,911	1,323,364	国庫支出金	64,911
3 中学校費	830,961	38,680	869,641		
1 学校管理費	659,898	38,110	698,008	国庫支出金	34,436
				一般財源	3,674
2 教育振興費	171,063	570	171,633	一般財源	570
5 社会教育費	1,384,406	13,807	1,398,213		
2 文化財保護費	598,356	738	599,094	一般財源	738
3 公民館費	76,478	1,375	77,853	国庫支出金	1,375
5 青少年施設費	63,312	1,516	64,828	国庫支出金	1,516

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
		30 氷室椿庭園管理運営経費	31
25 積立金	3,000,000	170 学校施設整備基金積立金	3,000,000
18 備品購入費	64,911	120 新型コロナウイルス感染症対策事業費	64,911
11 需用費	3,674	40 施設設備補修費	3,674
6 修繕料	3,674	120 新型コロナウイルス感染症対策事業費	34,436
18 備品購入費	34,436		
13 委託料	394	50 情報機器配備運営経費	570
18 備品購入費	176		
11 需用費	738	30 埋蔵文化財事業費	447
5 光熱水費	738	50 文化資料館運営経費	291
11 需用費	110	50 新型コロナウイルス感染症対策事業費	1,375
1 消耗品費	110		
18 備品購入費	1,265		
11 需用費	251	50 新型コロナウイルス感染症対策事業費	1,516
1 消耗品費	251		
18 備品購入費	1,265		

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
	6	図書館費	154,680	10,178	164,858	国庫支出金	10,178
歳 出 合 計			79,154,232	3,801,200	82,955,432		

教育費

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	57	30 新型コロナウイルス感染症対策事業費	10,178
4 共済費	1		
11 需用費	782		
1 消耗品費	782		
12 役務費	19		
1 通信運搬費	18		
5 火災保険料	1		
13 委託料	1,506		
14 使用料及び賃借料	15		
18 備品購入費	7,798		

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費		共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	計 (千円)			
補正後	1,596 (1,560)	1,137,972	13,024,828	2,287,908	15,312,736	
補正前	1,596 (1,558)	1,137,915	13,024,771	2,287,907	15,312,678	
比較	0 (2)	57	57	1	58	

※表中()は、短時間勤務職員について外書きしたものです。

※職員数には、育児休業を取得した職員の代替として採用している任期付職員を含みます。

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費		共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1,481)	1,137,972	1,302,331	154,719	1,457,050	
補正前	(1,479)	1,137,915	1,302,274	154,718	1,456,992	
比較	(2)	57	57	1	58	

※表中()は、短時間勤務職員(常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員)について外書きしたものです。

債務負担行為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) の 額	
		期 間	金 額
指定ごみ袋作製業務委託経費	千円 162,444		千円
飯島橋橋りょう予備設計業務委託経費	24,964		

に関する調書

当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
期間	金額	特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 162,444	千円	千円	千円 162,444	千円
令和5年度	24,964				24,964

令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度茅ヶ崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,688,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		15,769,902	3,000	15,772,902
	1 県補助金	15,769,902	3,000	15,772,902
歳 入 合 計		22,685,000	3,000	22,688,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		15,528,863	3,000	15,531,863
	6 傷病手当金	2,000	3,000	5,000
歳 出 合 計		22,685,000	3,000	22,688,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	15,769,902	3,000	15,772,902
歳入合計	22,685,000	3,000	22,688,000

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費	15,528,863	3,000	15,531,863
歳 出 合 計	22,685,000	3,000	22,688,000

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
3,000	0	0	0
3,000	0	0	0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金	15,769,902	3,000	15,772,902
1 県補助金	15,769,902	3,000	15,772,902
1 保険給付費等交付金	15,769,902	3,000	15,772,902
歳 入 合 計	22,685,000	3,000	22,688,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 保険給付費等 交付金	3,000	2 特別交付金 3,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 保険給付費	15,528,863	3,000	15,531,863		
6 傷病手当金	2,000	3,000	5,000		
1 傷病手当金	2,000	3,000	5,000	県支出金	3,000
歳 出 合 計	22,685,000	3,000	22,688,000		

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金補助及び交付金	3,000	10 傷病手当金	3,000

令和4年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度茅ヶ崎市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ551,476千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,254,476千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		10	551,476	551,486
	1 繰越金	10	551,476	551,486
歳入合計		17,703,000	551,476	18,254,476

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 介護保険運営基金		403	443,780	444,183
	1 介護保険運営基金	403	443,780	444,183
6 諸支出金		73,421	107,696	181,117
	1 償還金及び還付加算金	7,405	107,696	115,101
歳 出 合 計		17,703,000	551,476	18,254,476

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰越金	10	551,476	551,486
歳入合計	17,703,000	551,476	18,254,476

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
5 介護保険運営基金	403	443,780	444,183
6 諸支出金	73,421	107,696	181,117
歳 出 合 計	17,703,000	551,476	18,254,476

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
0	0	443,780	0
0	0	107,696	0
0	0	551,476	0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
7 繰越金	10	551,476	551,486
1 繰越金	10	551,476	551,486
1 繰越金	10	551,476	551,486
歳 入 合 計	17,703,000	551,476	18,254,476

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	551,476	1 前年度繰越金	551,476

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 介護保険運営基金	403	443,780	444,183		
1 介護保険運営基金	403	443,780	444,183		
1 介護保険運営基金	403	443,780	444,183	そ の 他	443,780
6 諸支出金	73,421	107,696	181,117		
1 償還金及び還付加算金	7,405	107,696	115,101		
2 償還金	10	107,696	107,706	そ の 他	107,696
歳 出 合 計	17,703,000	551,476	18,254,476		

(単位 千円)

節		説明	
区 分	金 額		
25 積立金	443,780	10 介護保険運営基金積立金	443,780
23 償還金利子及 び割引料	107,696	10 償還金	107,696

令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 病院事業収益	12,272,042千円	7,538千円	12,279,580千円
第2項 医業外収益	1,344,707千円	7,538千円	1,352,245千円
支出			
第1款 病院事業費用	12,834,425千円	116,130千円	12,950,555千円
第1項 医業費用	12,553,948千円	116,130千円	12,670,078千円
令和4年9月1日提出			

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益			12,272,042	7,538	12,279,580	
	2 医業外収益		1,344,707	7,538	1,352,245	
		5 その他医業外収益	69,214	7,538	76,752	

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			12,834,425	116,130	12,950,555	
	1 医業費用		12,553,948	116,130	12,670,078	
		3 経費	2,404,202	116,130	2,520,332	

令和4年度茅ヶ崎市病院事業補正予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益 (△は当年度純損失)	△ 563,765	△ 108,592	△ 672,357
減価償却費	616,970		616,970
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 99,719		△ 99,719
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 12,198		△ 12,198
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	12,123		12,123
その他引当金 (法定福利費引当金) の増減額 (△は減少)	△ 21,455		△ 21,455
長期前受金戻入額	△ 231,429		△ 231,429
受取利息及び受取配当金	△ 1		△ 1
支払利息	103,331		103,331
長期前払消費税勘定償却	18,595		18,595
固定資産除却費	14,425		14,425
その他特別損失	8,350		8,350
未収金の増減額 (△は増加)	22,020		22,020
未払金の増減額 (△は減少)	130,942		130,942
たな卸資産の増減額 (△は増加)	20,959		20,959
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 2,162		△ 2,162
小計	16,986	△ 108,592	△ 91,606
利息及び配当金の受取額	1		1
利息の支払額	△ 103,331		△ 103,331
消費税及び地方消費税の支払額	△ 31,946		△ 31,946
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 118,290	△ 108,592	△ 226,882
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 1,272,468		△ 1,272,468
長期貸付金の投資による支出 (看護師等奨学金)	△ 600		△ 600
その他投資による支出 (医師公舎敷金)	△ 2,800		△ 2,800
その他投資の返還による収入	1,400		1,400
国庫補助金等による収入	3,850		3,850
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	510,351		510,351
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 760,267		△ 760,267
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	1,000,000		1,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000		△ 1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,421,700		1,421,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 806,605		△ 806,605
リース債務返済による支出	△ 63,763		△ 63,763
財務活動によるキャッシュ・フロー	551,332		551,332
資金増加額 (又は減少額)	△ 327,227	△ 108,592	△ 435,819
資金期首残高	3,274,329		3,274,329
資金期末残高	2,947,102	△ 108,592	2,838,510

令和4年度茅ヶ崎市病院事業補正予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
ア 土 地	336,264		336,264
イ 建 物	18,746,072	18,746,072	
減 価 償 却 累 計 額	△ 11,062,737	△ 11,062,737	7,683,335
ウ 構 築 物	267,083	267,083	
減 価 償 却 累 計 額	△ 179,614	△ 179,614	87,469
エ 器 械 備 品	5,403,138	5,403,138	
減 価 償 却 累 計 額	△ 3,965,780	△ 3,965,780	1,437,358
オ 車 両	5,749	5,749	
減 価 償 却 累 計 額	△ 5,462	△ 5,462	287
カ リ ー ス 資 産	202,702	202,702	
減 価 償 却 累 計 額	△ 92,401	△ 92,401	110,301
キ 建 設 仮 勘 定	446,360	446,360	446,360
有 形 固 定 資 産 合 計			10,101,374
(2) 無 形 固 定 資 産			
ア 電 話 加 入 権	1,803		1,803
イ ソ フ ト ウ ェ ア	49,950		49,950
無 形 固 定 資 産 合 計			51,753
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
ア 長 期 貸 付 金	2,945		2,945
イ 長 期 前 払 消 費 税	59,374		59,374
ウ そ の 他 投 資	5,858		5,858
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			68,177
固 定 資 産 合 計			10,221,304
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金	2,947,104	△ 108,592	2,838,512
(2) 未 収 金	1,711,191		1,711,191
貸 倒 引 当 金	△ 114,856		△ 114,856
(3) 貯 蔵 品	94,129		94,129
流 動 資 産 合 計			4,528,976
資 産 合 計			14,750,280

区 分	既決予定額	補正予定額	計
負 債 の 部			
3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	8,026,653		<u>8,026,653</u>
企業債合計			8,026,653
(2) リース債	85,623		85,623
(3) 引当金			
ア 退職給付引当金	1,531,632		<u>1,531,632</u>
引当金合計			<u>1,531,632</u>
固定負債合計			9,643,908
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	781,706		<u>781,706</u>
企業債合計			781,706
(2) リース債	35,833		35,833
(3) 未払金	1,097,882		1,097,882
(4) 引当金			
ア 賞与引当金	342,072		342,072
イ 修繕引当金	1		1
ウ その他引当金	63,833		<u>63,833</u>
引当金合計			405,906
(5) その他流動負債			
ア 預り金	42,295		<u>42,295</u>
その他流動負債合計			<u>42,295</u>
流動負債合計			2,363,622
5 繰 延 収 入 金			
(1) 長 期 前 受 金			
ア 補助入金	750,739		750,739
イ 一般会計繰入金	6,590,348		6,590,348
ウ その他の他	0		0
長期前受金合計			7,341,087
(2) 収 益 化 累 計 額			
ア 補助金	△ 393,290		△ 393,290
イ 一般会計繰入金	△ 5,643,123		△ 5,643,123
ウ その他の他	0		0
収益化累計額合計			<u>△ 6,036,413</u>
繰延収益合計			1,304,674
負債合計			<u>13,312,204</u>
資 本 の 部			
6 資 本 金	5,383,112		5,383,112
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
ア 受贈財産評価額	320		320
イ 寄附金	21,048		21,048
ウ 補助金	219,150		219,150
エ その他資本剰余金	1,538,911		<u>1,538,911</u>
資本剰余金合計			1,779,429
(2) 欠 損 金			
ア 当年度未処理欠損金	5,615,873	108,592	<u>5,724,465</u>
欠損金合計			<u>5,724,465</u>
剰余金合計			△ 3,945,036
資本合計			1,438,076
負債資本合計			<u>14,750,280</u>

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 15～39年

構築物 10～25年

器械備品 4～20年

車両 5～6年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を簡便法により計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

ウ 修繕引当金

修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において見込まれるものを計上している。

エ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

オ その他引当金

職員の期末勤勉手当の支給に対応して発生する法定福利費を当年度末における期末勤勉手当支給見込額から算出し、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、新病院建設(平成10年度から平成15年度)、別棟建設(平成28年度から令和元年度)及び本館改修(令和2年度から令和3年度)に生じた控除対象外消費税額については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 81,858 千円、90,044 千円である。

予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成している。

3 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は5,353,267千円である。

4 セグメント情報関連

(1) セグメントの概要

茅ヶ崎市病院事業では、病院事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

1 契約あたりのリース料総額が、300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理（簡便処理）を行っている。

1 契約あたりのリース料総額が、300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

令和 4 年 度 茅ヶ 崎 市 病 院
収 益 的 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業収益	12,272,042	7,538	12,279,580
2 医業外収益	1,344,707	7,538	1,352,245
5 その他医業外収益	69,214	7,538	76,752

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用	12,834,425	116,130	12,950,555
1 医業費用	12,553,948	116,130	12,670,078
3 経費	2,404,202	116,130	2,520,332

事業会計補正予算説明書
及び支出

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 その他医業外収益	7,538	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
6 光熱水費	108,592	
19 雑費	7,538	

茅ヶ崎市学校施設整備基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、茅ヶ崎市学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市立の小学校及び中学校の施設の整備を計画的に推進するため、茅ヶ崎市学校施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

- (1) 市の資金
- (2) 基金の趣旨に沿う寄附金

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、市立の小学校及び中学校の施設の整備を計画的に推進するために必要な事業の経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、市立の小学校及び中学校の施設の整備を計画的に推進することを目的として、茅ヶ崎市学校施設整備基金を設置するため提案する。

茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年茅ヶ崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、公職選挙法施行令の改正に準じて、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における候補者の選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の限度額を改定するため提案する。

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年茅ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第3条の2」を「当該子の出生の日から第5条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第3条の2」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に、「引き続き」を「引き続いて」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第3条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第3条第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児

休業をしている場合であつて第4条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「する地方等育児休業」を「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第3条第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第3条の2中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休

業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第3条の2に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第4条を削る。

第5条第5号を削り、同条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条を第4条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第5条 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第13条第1号中「第5条第1号ア」を「第4条第1号ア」に改め、同条第2号中「第5条第2号ア」を「第4条第2号ア」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、国家公務員に準じて、非常勤職員の育児休業の取得の要件を緩和する等のため提案する。

茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例（昭和 2 3 年茅ヶ崎市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、その日が茅ヶ崎市の休日を定める条例（平成元年茅ヶ崎市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日に当たるときは、当該休日前の直近の休日以外の日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、財政状況の公表日を見直すことにより、事務の改善を図るため提案する。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市手数料条例(平成12年茅ヶ崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の136の項中「140の項、141の項」を「139の項から141の3の項まで」に改める。

別表第1の138の項及び139の項を次のように改める。

<p>138 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合における長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項まで(同法第8条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 10,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 18,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 28,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 36,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 66,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 93,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 160,000円</p> <p>(ク) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 280,000円</p> <p>(ケ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の建築物 370,000円</p> <p>(コ) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の建築物 460,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物 900,000円</p> <p>イ 136の項、137の項、140の項又は141の項に定める金額</p> <p>(2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 (1)に定める金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算して得た金額</p> <p>ア 昇降機を設置する場合(イに掲げる場合を除く。) 昇降機1基につき17,000円(小荷物専用昇降機にあつては、8,000円)</p> <p>イ 建築基準法第6条第1項又は第18条第3</p>	<p>床面積の合計は、規則で定めるところにより算定する。</p>
--	--	----------------------------------

	項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の設置の計画を変更して昇降機を設置する場合 昇降機1基につき10,000円(小荷物専用昇降機にあっては、5,000円)	
139 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画(あらかじめ、同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査	次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅 68,000円 (2) 共同住宅等 次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 160,000円 イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 260,000円 ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 510,000円 エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 910,000円 オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 1,600,000円 カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 2,900,000円 キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 4,100,000円 ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 5,000,000円	

別表第1の139の項の次に次の1項を加える。

139の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画(同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅 12,000円 (2) 共同住宅等 次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 23,000円 イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 40,000円 ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 61,000円 エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 110,000円 オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 170,000円 カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 290,000円 キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 360,000円 ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 400,000円	
--	--	--

別表第1の141の項の次に次の2項を加える。

141の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更(あらかじめ、変更部分について同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき登	次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅 34,000円 (2) 共同住宅等 次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 80,0	
---	---	--

<p>録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>00円 イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 130,000円 ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 255,000円 エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 455,000円 オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 800,000円 カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 1,450,000円 キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 2,050,000円 ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 2,500,000円</p>	
<p>141の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更(変更部分について同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅 6,000円 (2) 共同住宅等 次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 11,500円 イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 20,000円 ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 30,500円 エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 55,000円 オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 85,000円 カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 145,000円 キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 180,000円 ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 200,000円</p>	

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度が創設されたことに伴い、当該認定の審査について手数料を徴収するため提案する。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市手数料条例（平成12年茅ヶ崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の80の項中「、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ」を「若しくは第63条第3項第5号イ」に改め、同表81の項中「、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号」を「若しくは第63条第3項第6号」に改め、同表82の項中「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に改め、同表83の項中「、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ」を「若しくは第63条第3項第7号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、租税特別措置法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市手数料条例及び茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市手数料条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市手数料条例（平成12年茅ヶ崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「第85条第5項」を「第85条第6項」に、「第85条第6項」を「第85条第7項」に、「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

(茅ヶ崎市建築基準条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市建築基準条例（平成22年茅ヶ崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第63条中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、建築基準法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市公共施設等再編整備基金条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市公共施設等再編整備基金条例（平成20年茅ヶ崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「施設（）」の次に「学校施設を除く。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、茅ヶ崎市学校施設整備基金の設置に伴い、茅ヶ崎市公共施設等再編整備基金の設置目的を改めるため提案する。

茅ヶ崎市博物館条例等の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市博物館条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市博物館条例（令和4年茅ヶ崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

(旅館業法施行条例及び茅ヶ崎市ラブホテル規制条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

- (1) 旅館業法施行条例（平成28年茅ヶ崎市条例第64号）第2条第1項第2号
- (2) 茅ヶ崎市ラブホテル規制条例（平成4年茅ヶ崎市条例第23号）別表第2の5

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、博物館法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

教育長の任命について

次の者を茅ヶ崎市教育長に任命したいので同意されたい。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)

氏 名 竹 内 清

生年月日 (略)

提案理由

本案は、教育長を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

竹 内 清
(略)

経 歴

(以下略)

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(第2項から第5項まで省略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

市有地の信託の変更について

市有地の信託の変更（平成29年9月29日議決）の一部を次のように変更する。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

1 信託の期間

変更前 契約締結日から建物竣工日までに要する期間及び建物竣工日から25年間とする。

事由の如何を問わず再度の延長は行わない。

信託終了日 平成35年1月25日

変更後 契約締結日から建物竣工日までに要する期間及び建物竣工日から令和10年1月25日までとする。事由の如何を問わず再度の延長は行わない。

信託終了日 令和10年1月25日

2 信託報酬

追加 信託期間延長に伴う信託報酬として金3,000,000円（税込）を令和5年1月26日に信託財産から支弁する。

提案理由

本案は、茅ヶ崎市新栄町5426番3の市有地の信託を継続するに際し、信託の期間及び信託報酬を変更するため、地方自治法第96条第1項第7号の規定により提案する。

令和3年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計利益の処分について

令和3年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙剰余金処分計算書のとおり処分する。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案する。

令和3年度茅ヶ崎市公共下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	16,360,452,811	3,557,413,247	1,295,535,007
議会の議決による処分類	635,232,406	0	△ 1,211,052,480
減債積立金の積立	0	0	△ 481,637,366
建設改良積立金の積立	0	0	△ 94,182,708
資本金への組入	635,232,406	0	△ 635,232,406
処分後残高	16,995,685,217	3,557,413,247	(繰越利益剰余金) 84,482,527

和解について

次のとおり和解する。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

1 和解の相手方

市外在住の女性

2 和解の概要

- (1) 茅ヶ崎市は、平成29年12月15日の茅ヶ崎市立病院で実施した手術における医療紛争（以下「本件医療紛争」という。）の相手方に対し、本件医療紛争に関する一切の解決金として7,537,147円の支払義務があることを認める。
- (2) 茅ヶ崎市は相手方に対し、(1)の金員について、議決後に協議で定める日までに銀行送金にて支払う。
- (3) 相手方は、本和解の成立により本件医療紛争はすべて解決したものとし、茅ヶ崎市及び本件医療紛争の関与者に対し、今後一切の請求及び責任追及をしないことを確約する。
- (4) 茅ヶ崎市及び相手方は、本件医療紛争に関し、和解契約書に定めるほかならの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

3 医療紛争の内容

茅ヶ崎市立病院において平成29年12月15日に相手方への慢性胆嚢炎及び胆嚢結石症の治療目的で実施した胆嚢摘出術において、相手方の総胆管が離断した件に関する紛争。

提案理由

本案は、平成29年12月15日の茅ヶ崎市立病院で実施した手術における医療紛争について、和解を成立させるため提案する。

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和4年9月1日提出

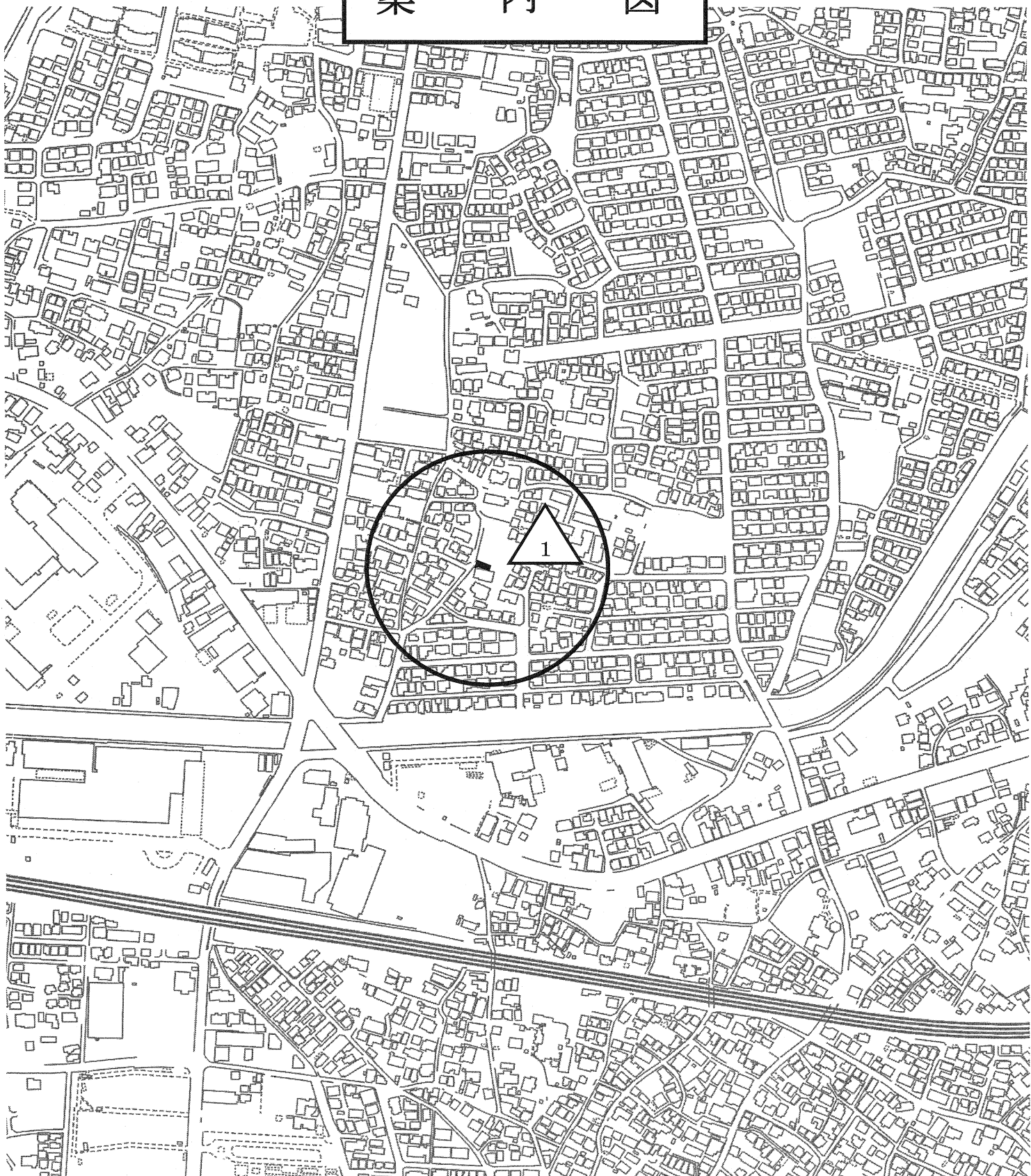
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
△ 1	5041号線	浜之郷字石原 792番地先	浜之郷字石原 791番地先	m 8.91	m 3.64

提案理由

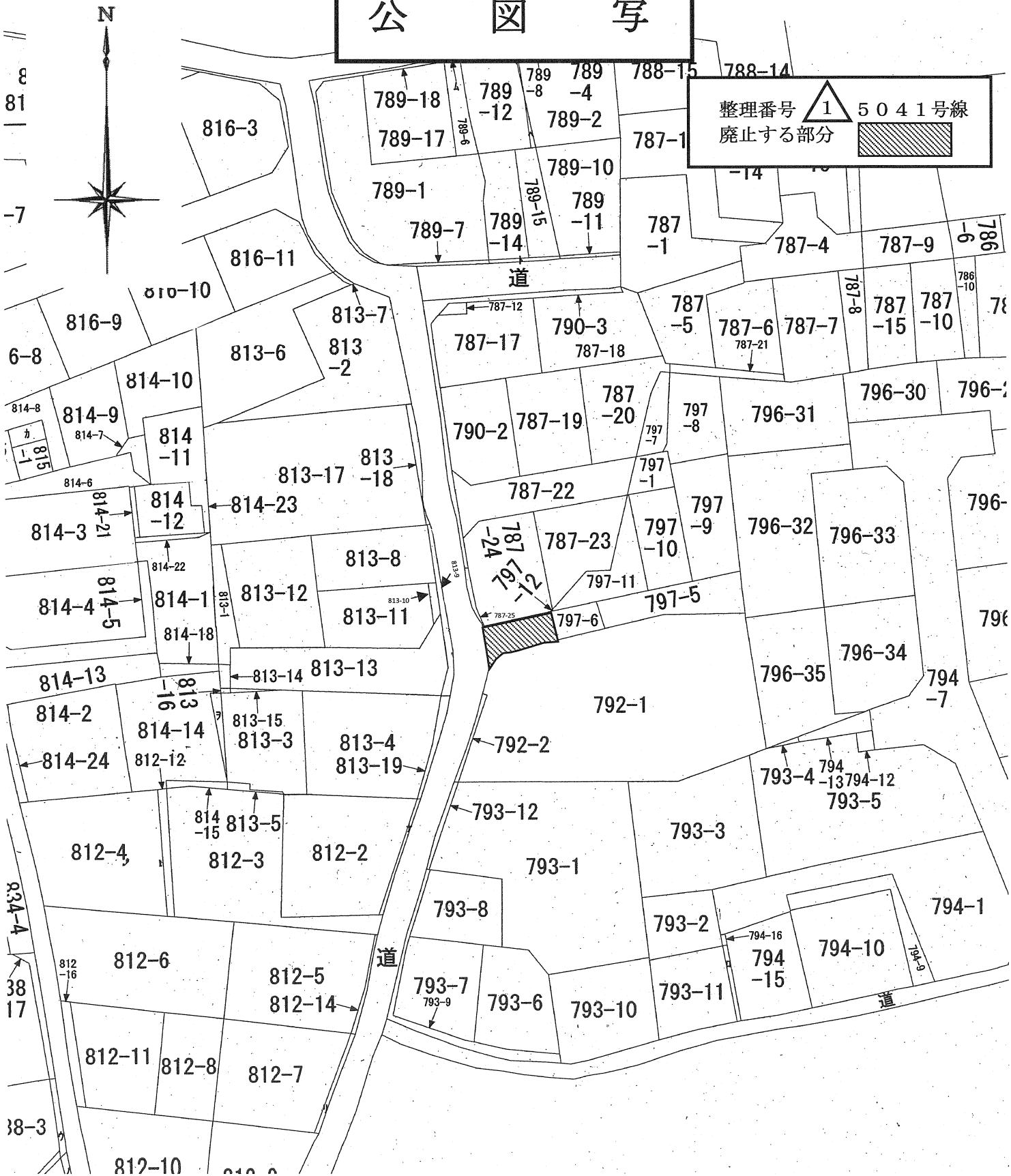
本案は、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案 内 図



写 図 公

整理番号 1 5041号線
廃止する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年9月1日提出

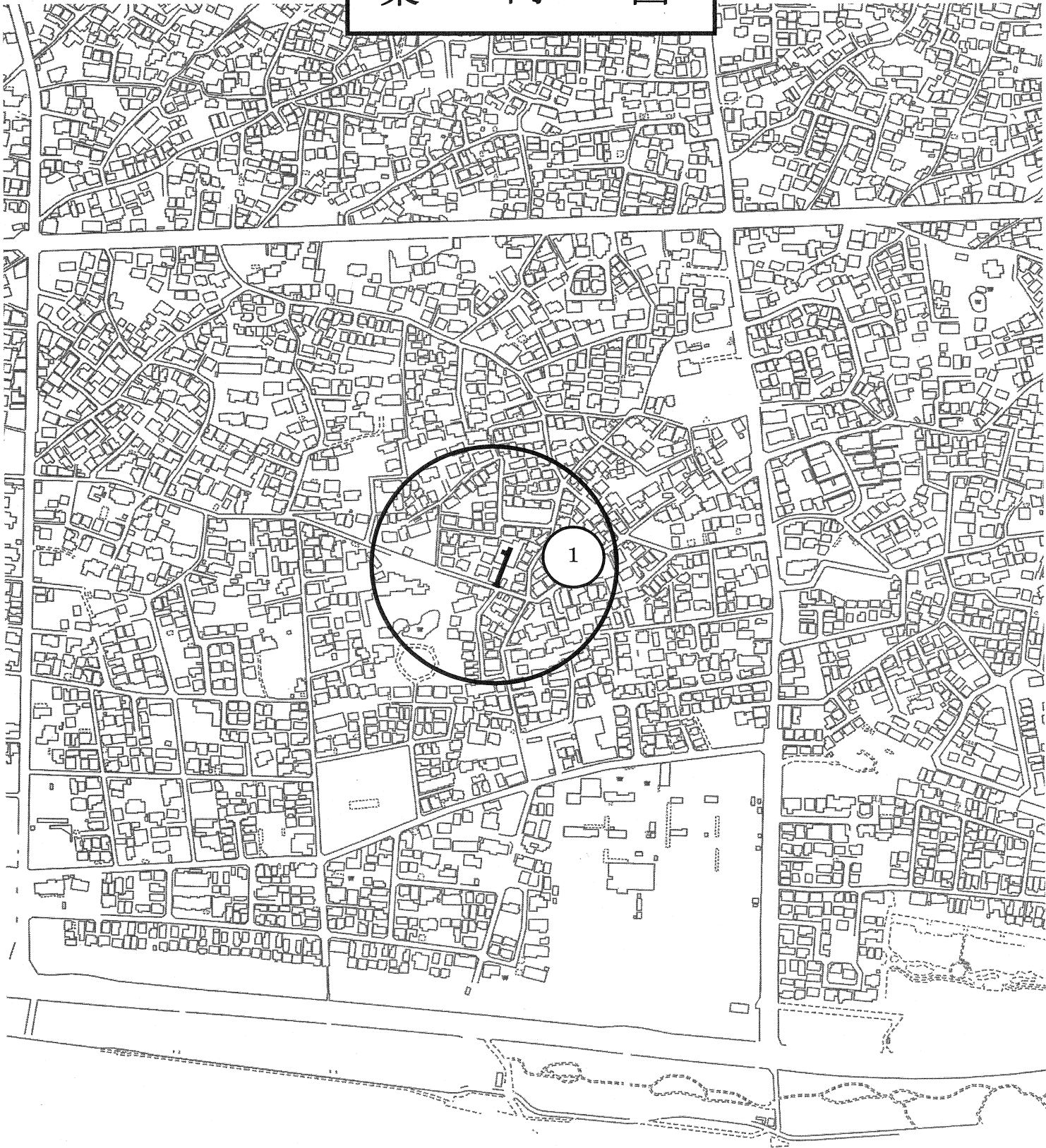
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	1962号線	東海岸南二丁目 9019番23地先	東海岸南二丁目 9019番19地先	m 44.54	m 4.20

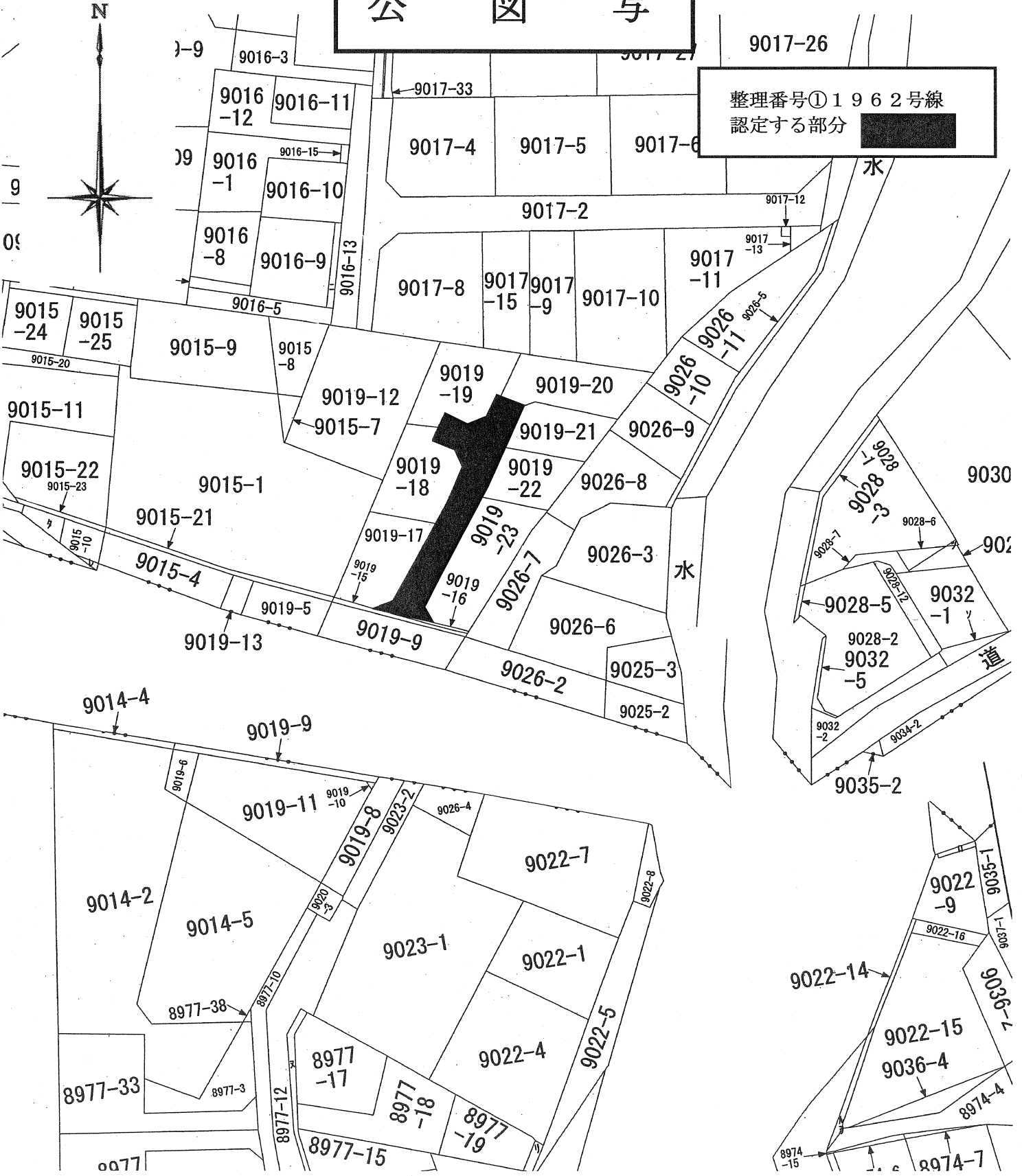
提案理由

本案は、大和ハウス工業株式会社が築造し、令和4年6月4日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



公 図 写



整理番号①1962号線
認定する部分

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年9月1日提出

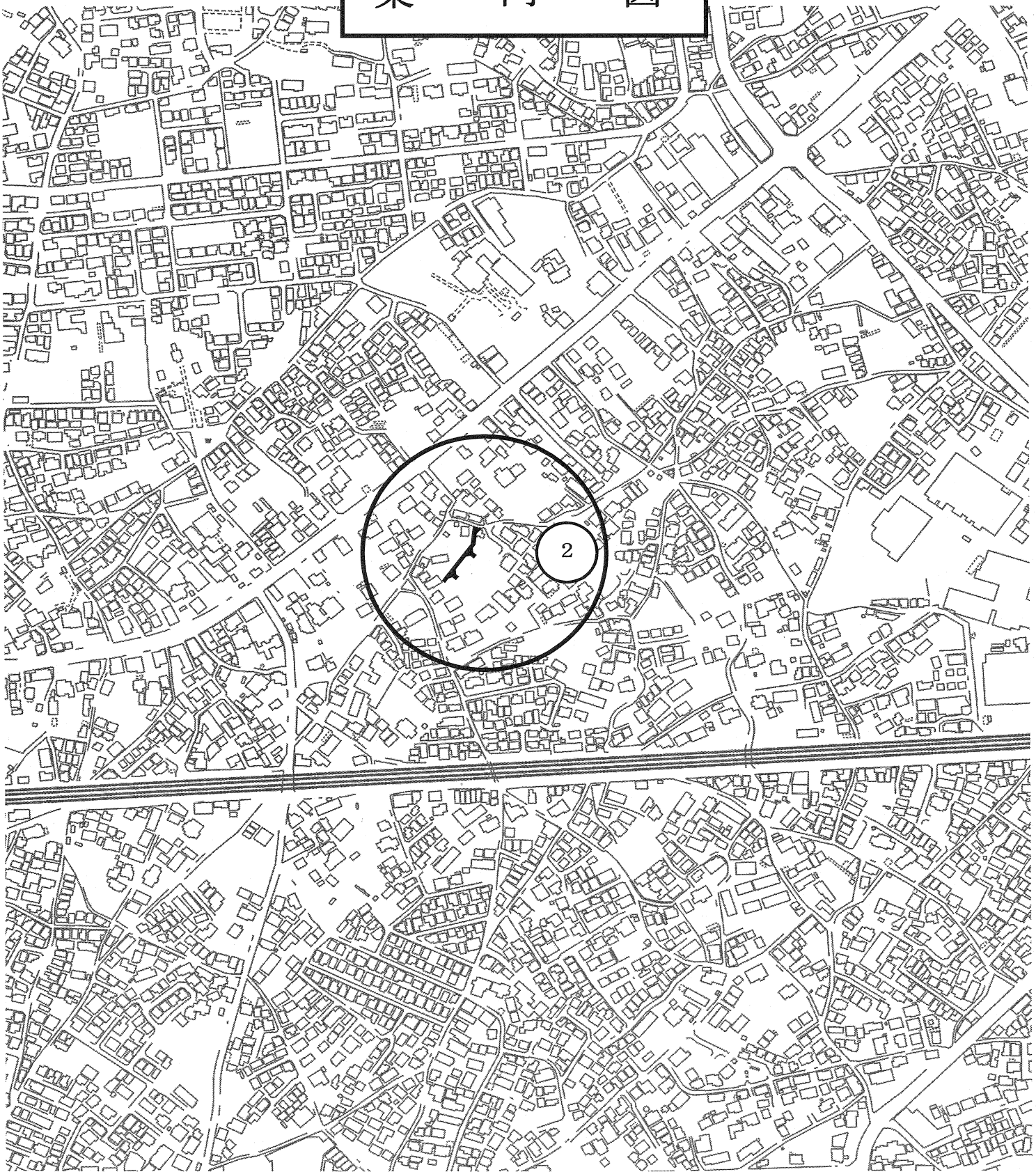
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	1963号線	代 官 町 2893番6地先	代 官 町 1827番5地先	m 67.07	4.51 m ~ 6.01

提案理由

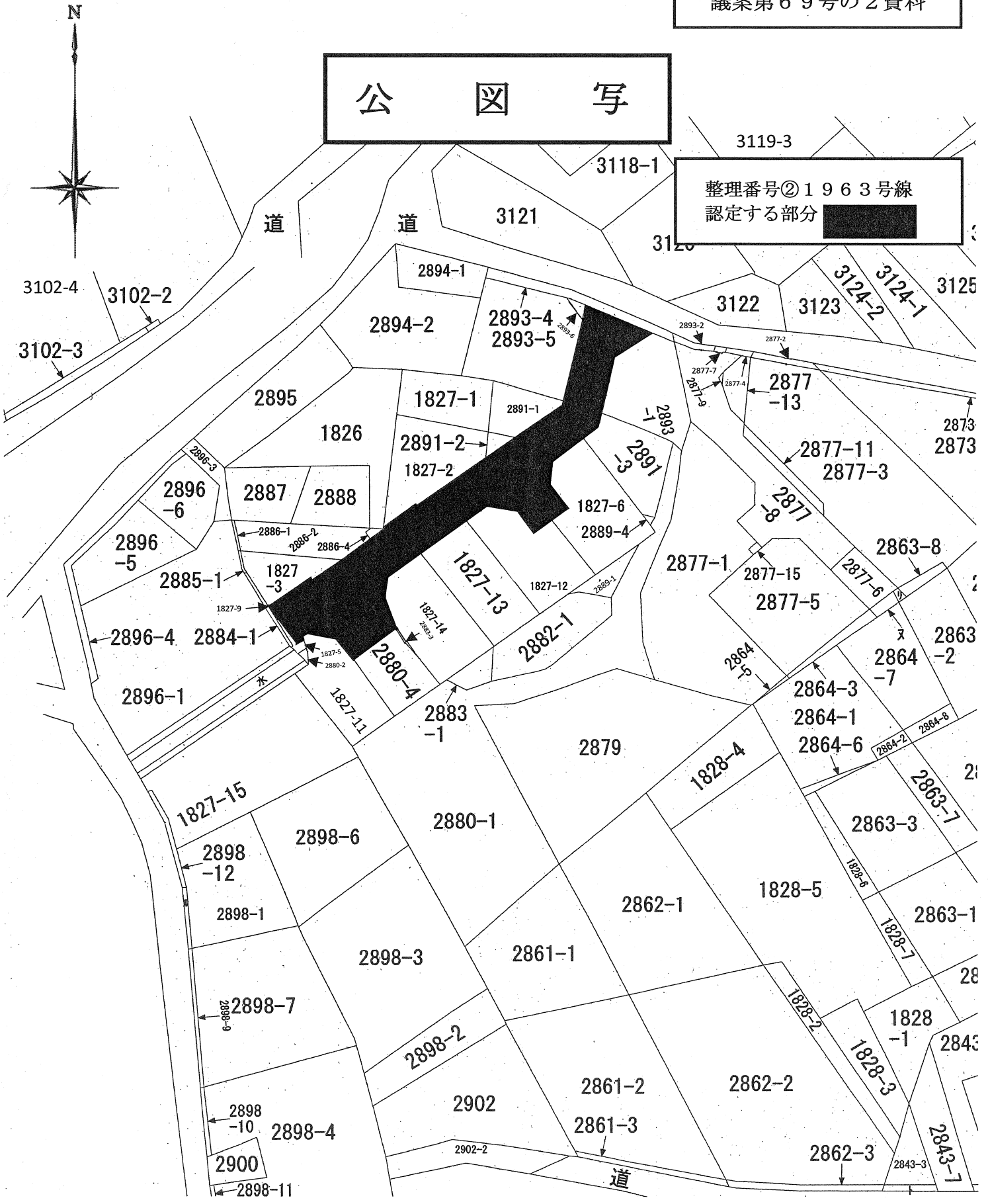
本案は、株式会社ハートフルステージが築造し、令和4年6月29日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



写 図 公

整理番号②1963号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年9月1日提出

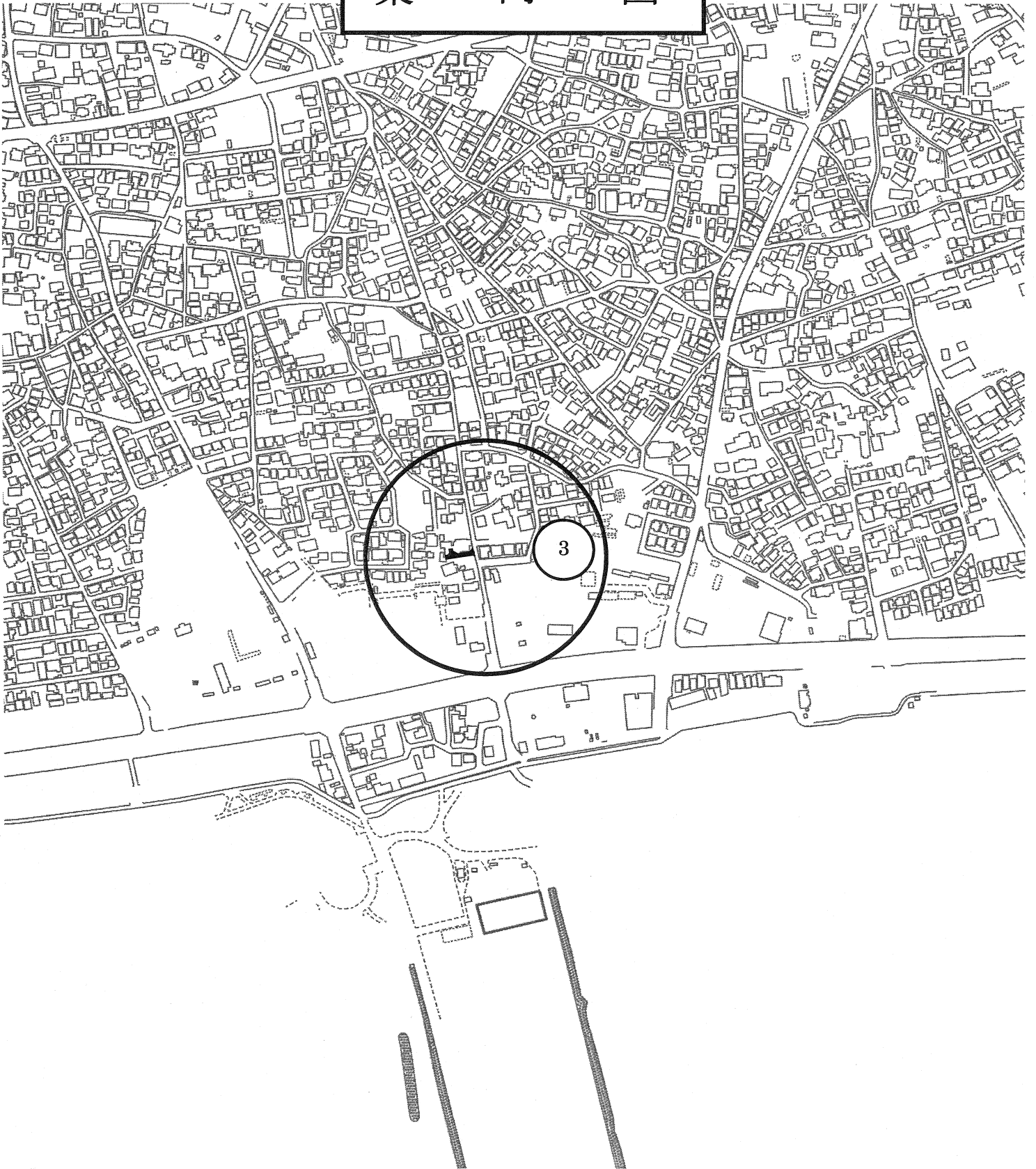
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	2718号線	南湖四丁目 12613番3地先	南湖四丁目 12613番10地先	m 29.68	4.50 m ~ 5.51

提案理由

本案は、株式会社八清建設が築造し、令和4年4月29日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

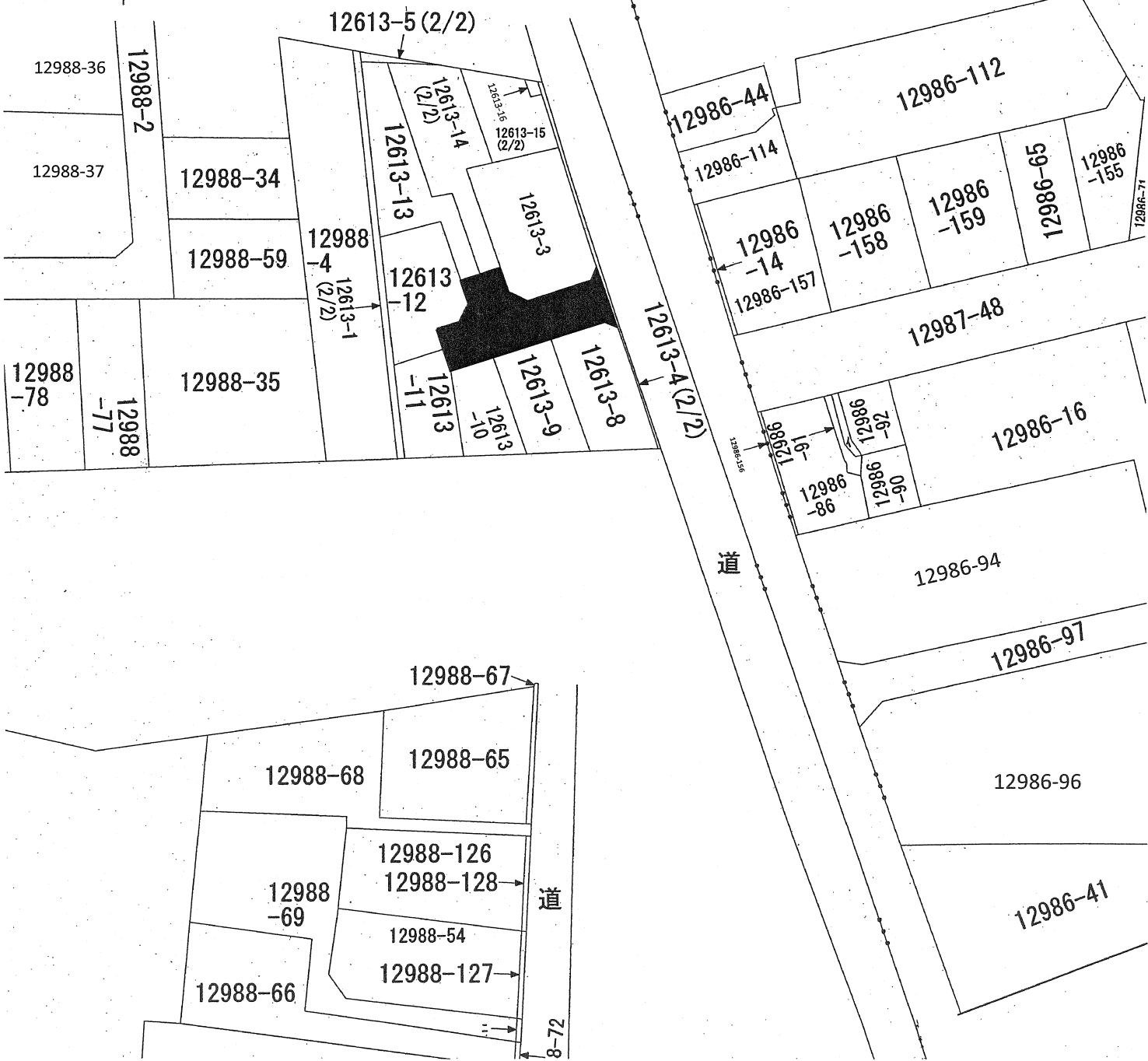
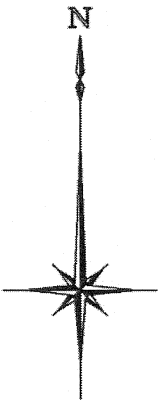
案内図



議案第 6 9 号の 3 資料

公 図 写

整理番号③ 2 7 1 8 号線
認定する部分 XXXXXXXXXX



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年9月1日提出

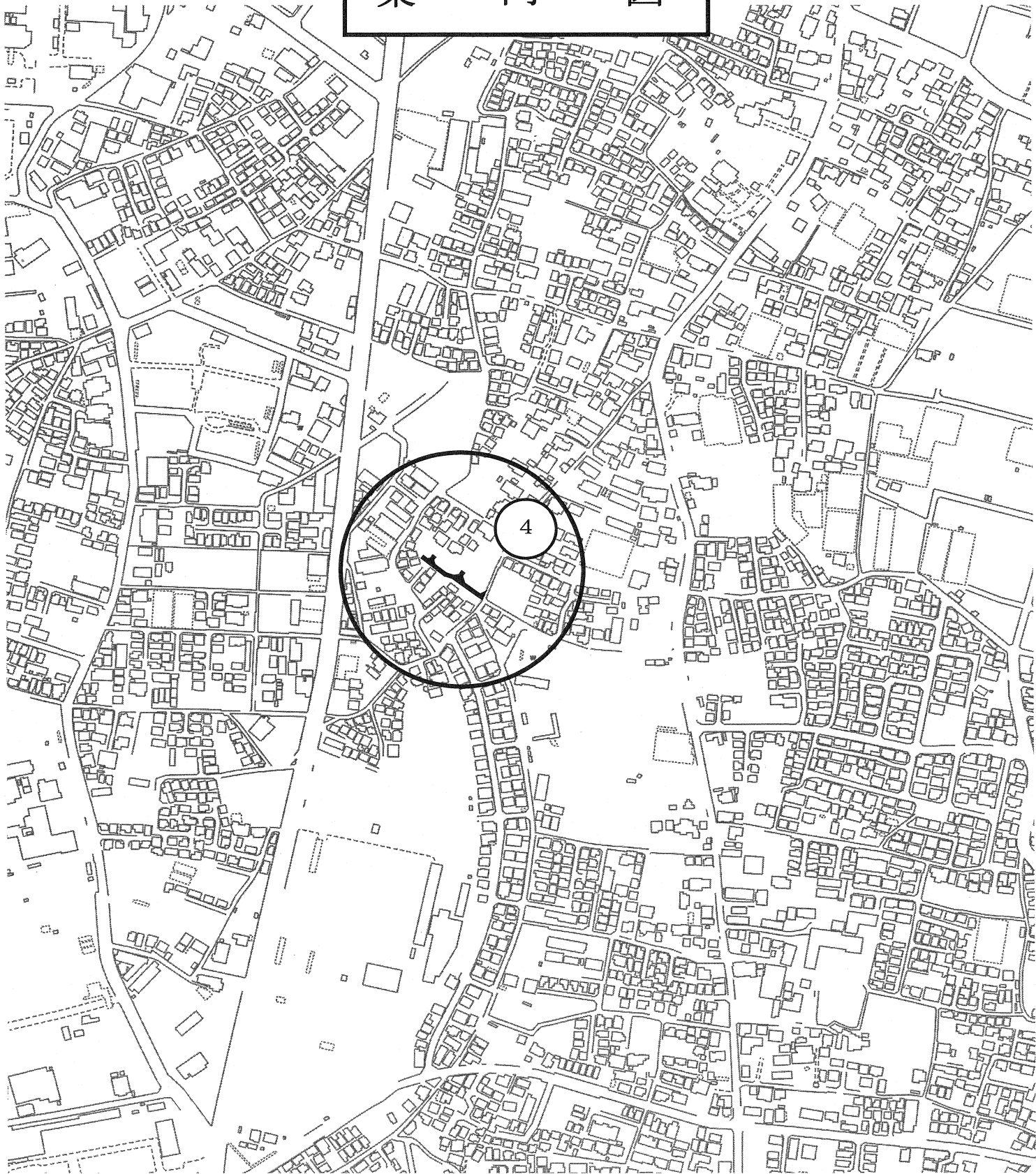
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	5793号線	萩園字根下 1385番7地先	萩園字根下 1385番20地先	m 75.96	4.50 m 4.51

提案理由

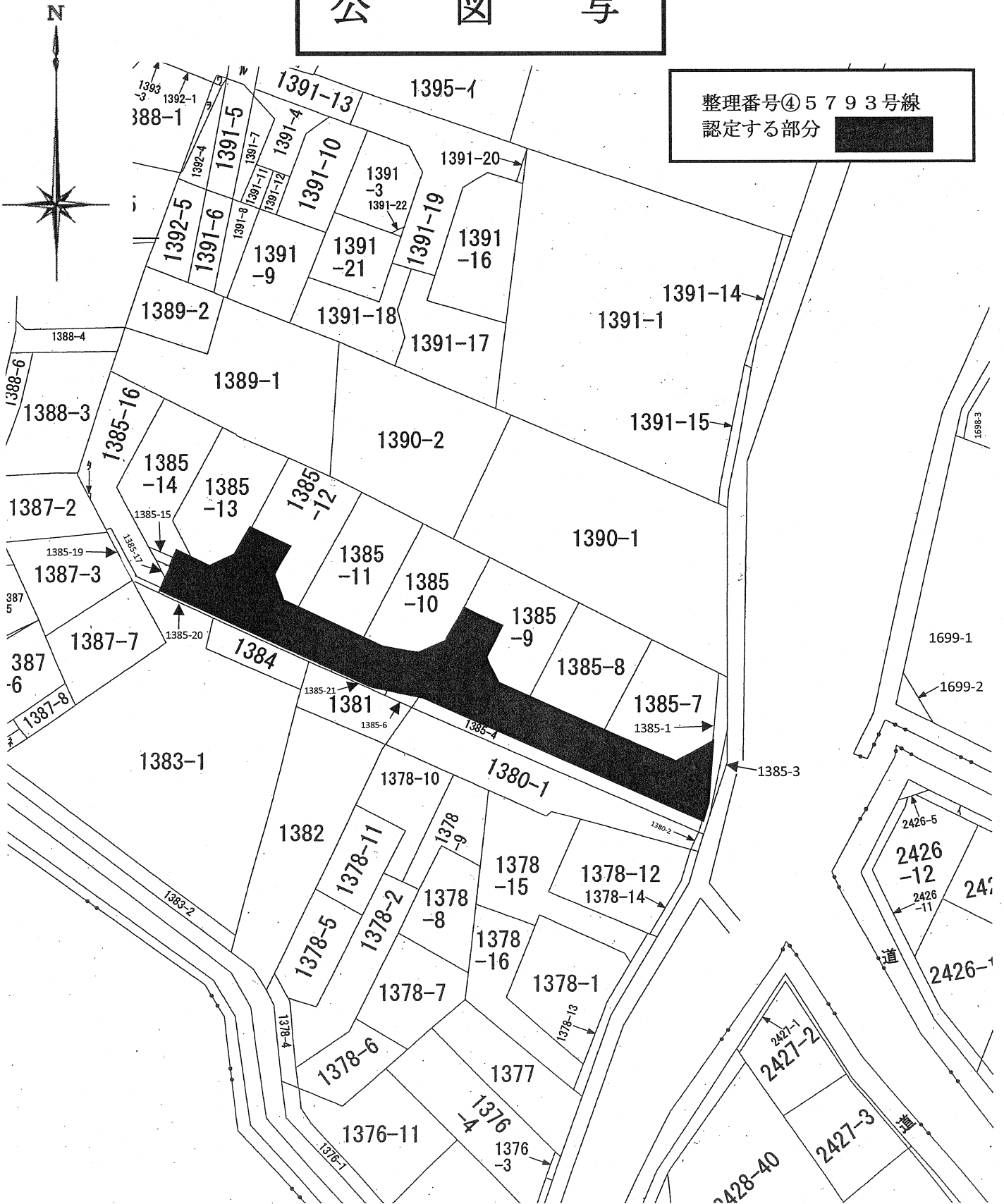
本案は、有限会社イーグルハウスが築造し、令和4年7月14日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

整理番号④5793号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年9月1日提出

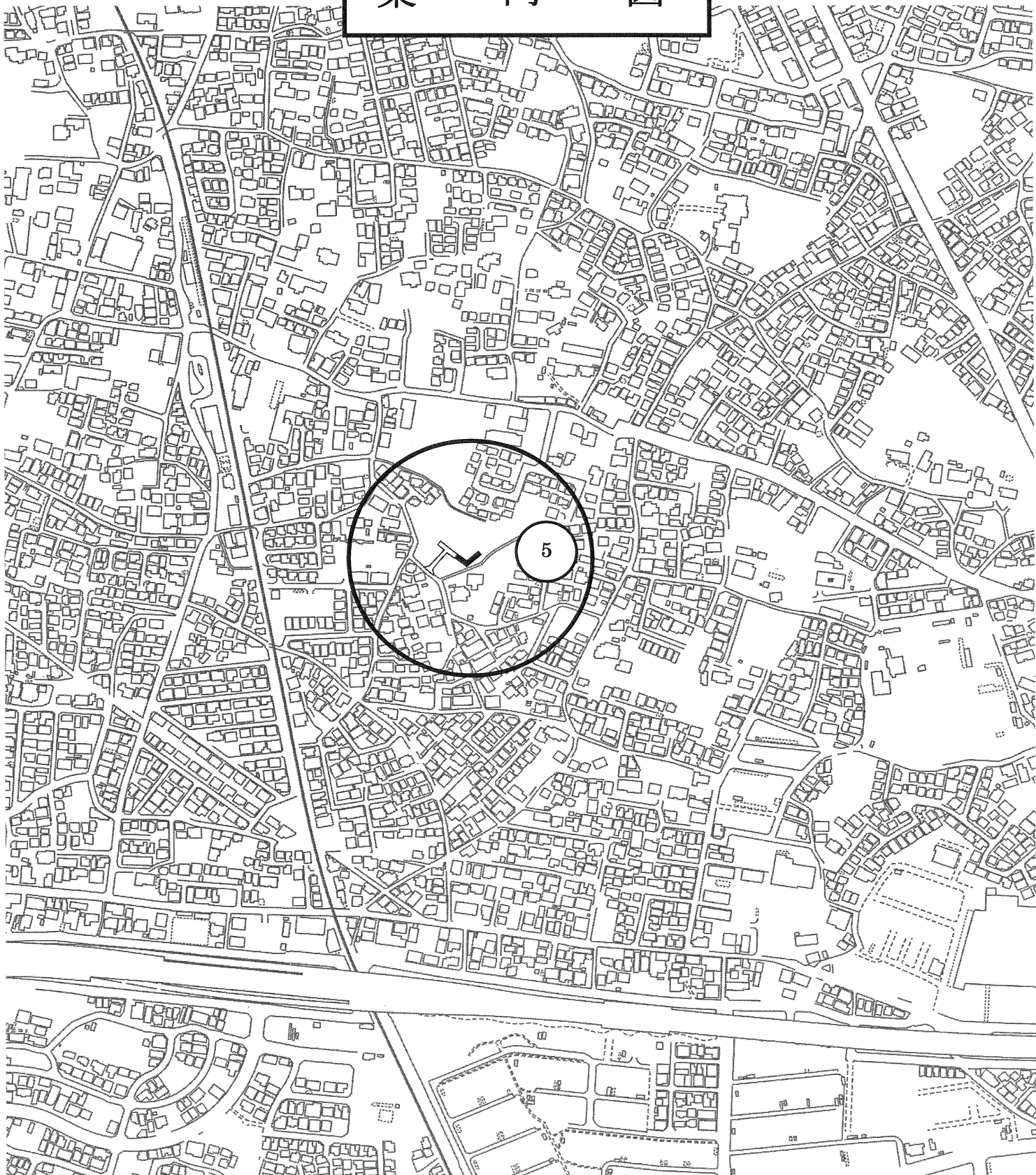
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑤	7716号線	香 川 三 丁 目 6 4 4 番 1 2 地 先	香 川 三 丁 目 6 4 0 番 2 地 先	m 24.84	4.21 m ~ 4.44

提案理由

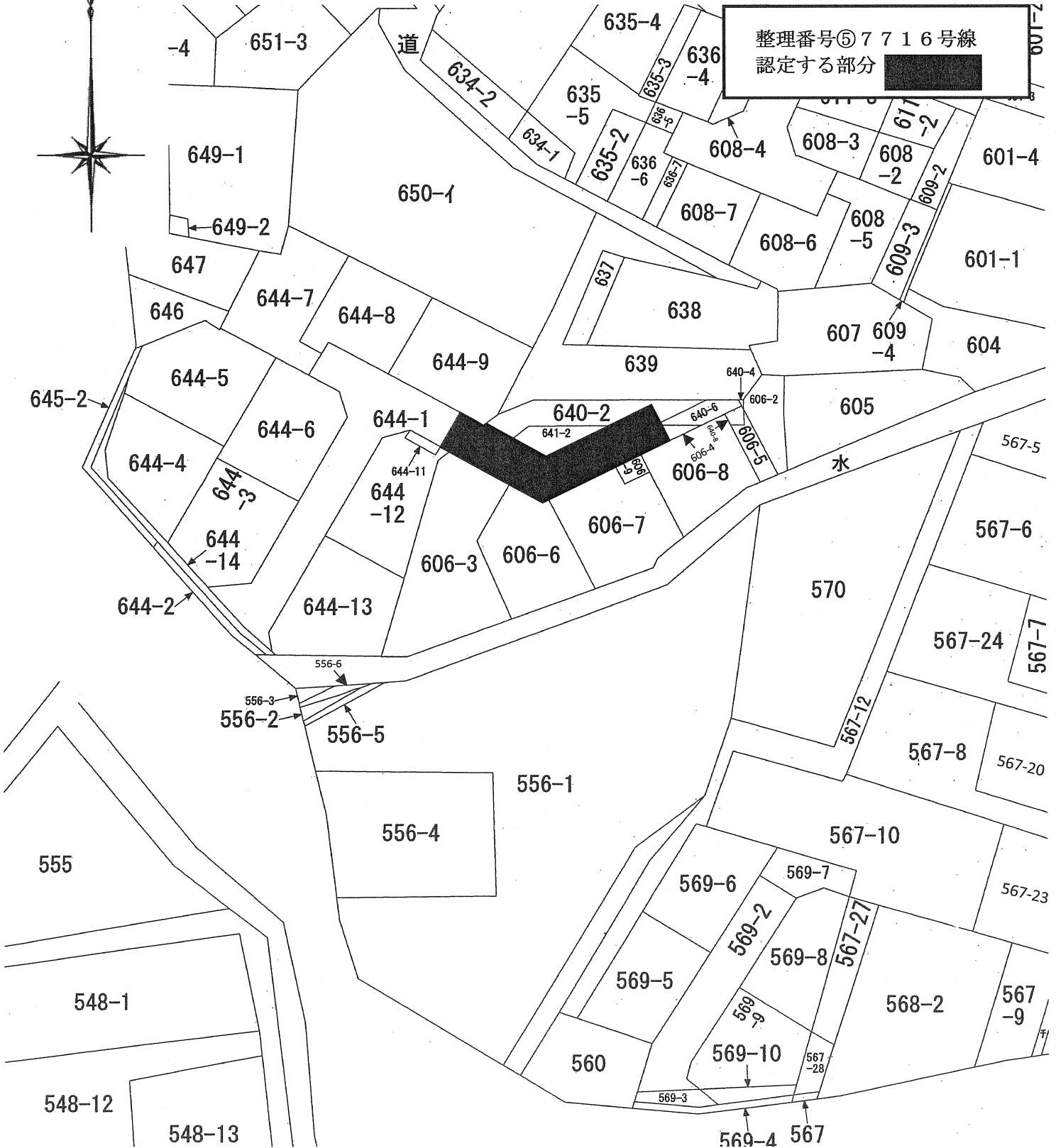
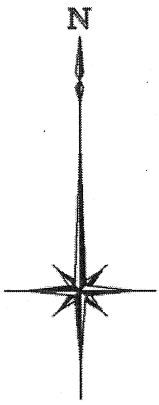
本案は、株式会社THコーポレーションが築造し、令和4年7月7日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号⑤7716号線
認定する部分



令和3年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和3年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和3年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和3年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和3年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和3年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算の認定について

令和3年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により提案する。

令和3年度茅ヶ崎市病院事業会計決算の認定について

令和3年度茅ヶ崎市病院事業会計決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により提案する。

令和3年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費精算報告について

令和3年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費の精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告する。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和3年度茅ヶ崎

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国 県 支出金	地方債	その他	
7 商工費	1 商工費	道の駅整備 推進事業	令和2年度	38,300,000	35,000,000	2,900,000		400,000
			令和3年度	90,003,000	75,303,000	13,200,000		1,500,000
			計	128,303,000	110,303,000	16,100,000		1,900,000
10 教育費	5 社会教育費	(仮称)茅ヶ崎市 歴史文化交流館 整備事業 (博物館整備工事)	令和元年度	0				
			令和2年度	770,386,000	138,072,000	486,300,000		146,014,000
			令和3年度	754,668,000	86,040,000	522,600,000		146,028,000
			計	1,525,054,000	224,112,000	1,008,900,000		292,042,000

市継続費精算報告書

(単位 円)

実 績					比 較				
支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国 県 支出金	地方債	その他			国 県 支出金	地方債	その他	
					38,300,000	35,000,000	2,900,000		400,000
113,886,300	99,120,936	13,200,000		1,565,364	△ 23,883,300	△ 23,817,936			△ 65,364
113,886,300	99,120,936	13,200,000		1,565,364	14,416,700	11,182,064	2,900,000		334,636
592,163,100	138,407,000	449,700,000		4,056,100	178,222,900	△ 335,000	36,600,000		141,957,900
932,841,700	68,377,000	656,400,000	155,905,200	52,159,500	△ 178,173,700	17,663,000	△ 133,800,000	△ 155,905,200	93,868,500
1,525,004,800	206,784,000	1,106,100,000	155,905,200	56,215,600	49,200	17,328,000	△ 97,200,000	△ 155,905,200	235,826,400

令和3年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の継続費精算報告について

令和3年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の継続費の精算について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告する。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和3年度茅ヶ崎市病院

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					国 県 補助金	企業債	損益勘定 留保資金	その他
1 資本的支出	1 建設改良費	市立病院 本館改修事業	令和2年度	240,000,000		240,000,000		
			令和3年度	288,744,000		288,700,000	44,000	
			計	528,744,000		528,700,000	44,000	

事業会計継続費精算報告書

(単位 円)

実 績					比 較				
支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発生額の差	左 の 財 源 内 訳			
	国 県 補助金	企業債	損益勘定 留保資金	その他		国 県 補助金	企業債	損益勘定 留保資金	その他
					240,000,000		240,000,000		
528,743,600		528,700,000	43,600		△ 239,999,600		△ 240,000,000	400	
528,743,600		528,700,000	43,600		400			400	

令和3年度茅ヶ崎市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算による茅ヶ崎市の健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和3年度茅ヶ崎市健全化判断比率報告書

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	1.9	33.8
(11.33)	(16.33)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載する。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載する。

令和3年度茅ヶ崎市資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算による茅ヶ崎市の資金不足比率を次のとおり報告する。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和3年度茅ヶ崎市資金不足比率報告書

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
公共下水道事業会計	—	4,243,549千円
病院事業会計	—	10,337,987千円

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により算定した事業の規模について注記する。

専決処分の報告について

次のとおり令和4年6月29日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金2,700円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和4年5月6日、相手方の子である障がい者手帳所持者が成人したことに伴い、相手方がETC障がい者割引の更新手続きに来庁した際、障がい福祉課職員がETCカードの名義変更について案内したところ、ETC車載器の名義も変更するよう誤って案内し、本来、不要な手数料を支出させるという損害を与えたため、これに対する費用を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和4年7月22日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金78,200円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和4年5月23日午後2時20分頃、今宿271番地1において、生活支援課職員が運転する普通自動車が民家敷地内駐車場で後退したところ、相手方建屋の壁部に接触し、損傷を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。